

袋井市暴力団排除条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、本市からの暴力団の排除（暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活及び市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民等の安全で平穏な生活を確保し、及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

この条は、この条例の内容を要約するとともに、その目的を定めたものです。

2 解説

(1) 暴力団は、市民生活や事業活動の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

この条では、全国的な厳しい暴力団情勢を踏まえ、これらの不安要因を排除するために、市民等が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することなどをこの条例の目的とすることを明確に示したものです。

(2) 「市」とは、市役所、市教育委員会などの市の執行機関のすべてをはじめ、市議会など地方公共団体総体としての袋井市をいいます。

(3) 「市民等」とは、市民及び事業者をいいます。

(4) 「市民」とは、市内に住居を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者等市内における滞在者も含みます。

(5) 「事業者」とは、市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいいます。

(6) 「暴力団の排除」とは、暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(4) 市民等 市民及び事業者をいう。

(5) 青少年 18歳未満の者をいう。

1 趣旨

この条は、この条例における用語の定義を定めたものです。

2 解説

(1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。

(2) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、「暴力団の構成員」をいいます。

(3) 第3号の「暴力団員等」とは、この条例において「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。

「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」も必要に応じて、この条例の各種規制の対象とした理由は、暴力団が法の適用を逃れるために暴力団の名称を印刷した名刺等の使用を控えるなどして、組織を隠ぺいし、あるいは構成員の一部が暴力団から脱退し、準構成員として組織の外から暴力団と関係を持つようになっているといわれる現状を踏まえたものです。

また、近年、暴力団であることを隠ぺいするため、暴力団を脱退した旨偽装する、いわゆる「偽装破門」を行う実態がうかがわれるところです。こうした暴力団の活動実態の不透明化に的確に対応するため、暴力団員に限らず、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も含めて「暴力団員等」として定義を設けたものです。

(4) 第4号の「市民等」とは、市民及び事業者をいいます。

(5) 第4号の「事業者」とは、市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいいます。

(6) 第5号の「青少年」とは、18歳未満の者をいいます。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に向けて、市及び市民等の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

1 趣旨

この条は、袋井市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について定めたものです。

2 解説

(1) 「暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であること」とは、法第2条第2号のとおり、その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力

的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体であること、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、さらには示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行っており、社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることなどをいいます。

- (2) 「暴力団を恐れない」とは、組織的暴力を行使する暴力団に対して、社会全体が「暴力団の存在を許さない」との対決姿勢をもって毅然として立ち向かうことをいいます。
- (3) 「暴力団に対し資金を提供しない」とは、暴力団に対して一切の資金提供をしないことをいいます。
- (4) 「暴力団の利用」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用することをいいます。第10条で禁止する暴力団の威力の利用はもちろんのこと、暴力団員等を組織的な労働力として利用する場合等も「暴力団の利用」に当たります。
- (5) 「暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと」とは、暴力団排除・暴力追放の「三ない運動」として広く普及している概念であり、暴力団の反社会性に鑑み、袋井市からの暴力団の排除を推進する上での市民等の基本的なあり方として示したものです。
- (6) 「相互の連携及び協力の下に」とは、組織的に活動する暴力団に対して、行政機関である市をはじめ、市民等全てが一丸となり暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、市民等及び静岡県、他の市町その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、静岡県に対し、当該情報を提供するものとする。

1 趣旨

この条は、第3条の基本理念に基づき、市の役割として、市民等、静岡県、他の市町及び関係団体と連携して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すること並びに暴力団排除に資する情報を県に対して提供することを定めたものです。

2 解説

- (1) 第1項の「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」とは、市の事務及び事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等の推進、暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るなど、多種多様な施策を行うことをいいます。
- (2) 第2項について、市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団の排除を行う

のではなく、市民等の協力を得るとともに、県及び他の市町等との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを役割として定めたものです。

- (3) 「静岡県、他の市町」とは、県知事部局、県教育委員会等の静岡県の執行機関その他周辺市町をはじめとする他の自治体をいいます。
- (4) 「その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体」とは、財団法人静岡県暴力追放運動推進センターや地域住民による暴力団の排除活動を行う団体をいいます。
- (5) 第3項について、市が行う様々な暴力団の排除に関する施策を推進していく中で、市は暴力団に関する様々な情報を入手することが考えられます。こうした情報を県に対して提供することにより、警察による暴力団の取締りのほか、県が行う暴力団の排除に関する施策等に反映させて、市・県が連携して効果的な暴力団の排除を推進することが可能となるため、県に対する情報の提供について定めたものです。
- (6) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。

当該情報の例としては、

- ① 暴力団A組は、B地区の飲食店から、みかじめ料を徴収している。
 - ② 企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。
 - ③ 企業Eは、暴力団F組の関係企業のみを下請けに参入させている。
 - ④ Gマンションの2階にはH組の関係者が多数出入りしており、H組の事務所があるかもしれないなどをいいます。
- (7) 「提供するものとする」とは、第5条第3項で規定する市民等の役割における情報提供に関する規定よりも義務の程度が高い規定の仕方となっていますが、このことは、警察等と連携して暴力団の排除を推進すべき市としての社会的責任の重さから導かれるものです。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団及び暴力団員等を利することとなるこれらの者との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び所轄警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性を踏まえ、市民及び事業者の役割について定めたものです。

2 解説

(1) 第1項について、暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、市民が自主的な活動に取り組むべきこと及び暴力団の組織性に対抗するためには、市民が相互の連携及び協力を図り、一体となった活動を展開すべきであることを定めたものです。

(2) 「相互の連携及び協力を図りながら」とは、第3条で解説した「相互の連携及び協力の下」と同様の趣旨であり、市民等全てが一丸となり暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

(3) 「暴力団の排除に関する施策」とは、第4条「2 解説」(1)のとおりです。

(4) 「協力する」とは、市等が実施する暴力団の排除を目的とした事業や集会に参加したり、暴力団に関する情報を市等に提供したりすることをいいます。

(5) 第2項について、事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団の排除のための取り組みを推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、さらには企業防衛の観点からも不可欠なものです。

しかしながら、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を背景に、潜在化した暴力団によって銀行融資取引、証券取引又は不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま取引が行われ、これが暴力団の排除を阻害する要因にもなっています。

このため、第2項において、事業者が社会的責任を果たし、その事業が暴力団を利することがないように、事業者の役割を明確に定めたものです。

(6) 「事業の準備」とは、当該事業のための調査活動を実施した場合、事業のために既に従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等については、「事業の準備」に当たると解されます。

(7) 「暴力団及び暴力団員等を利すること」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含みます。

具体的には、暴力団員等を雇用・使用すること、暴力団員等と下請契約や資材・原材料の購入契約等を締結することなど、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員等が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為も含みます。

(8) 第2項の「協力するものとする」とは、第1項で規定する市民の役割よりも協力する義務の程度が高い規定の仕方となっていますが、このことは、暴力団の排除の重要性及びそれに対する事業者としての社会的責任の重さから導かれるものです。

(9) 第3項について、「市民等」は、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を有していることが考えられます。こうした市民等からの情報の提供を受ける

ことにより、この条例や静岡県暴力団排除条例で定める施策等に反映させて、効果的な暴力団の排除を推進するため、暴力団の排除に資する情報を知ったときの市及び警察への提供について定めたものです。

(10)「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、第4条の「2 解説」(6)のとおりです。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、市の事務及び事業からの暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共工事その他の市の事務及び事業に関する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該契約の相手方（下請けその他の当該契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）から暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を排除すること。

(2) 当該契約の相手方が、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、所轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うこと。

3 市は、暴力団員等及び暴力団員等と密接な交際等を有する者について、市が実施する入札に参加させないものとする。

1 趣旨

この条は、市が実施する事務及び事業が暴力団を利することとならないよう、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を排除するため、市が必要な措置を講ずることを定め、暴力団の排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものです。

2 解説

(1) 市（市長事務部局、教育委員会など市の全ての執行機関を含む。）が実施する全ての事務及び事業は、暴力団の大きな資金源となりかねないことから、これらの事務及び事業が暴力団を利するようなことは許されません。県においては、国からの指針及び静岡県暴力団排除条例に基づき、県の行う全ての事務及び事業からの暴力団排除が規定されており、それと同様に、市が実施する全ての事務及び事業からも暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化したものです。

(2) 第1項及び第2項の「公共工事その他の市の事務及び事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、測量・建設コンサルタント業務等請負、役務提供、物品資材調達等の公共調達、公有財産売却等、市が実施するあらゆる分野の事務及び事業をいいます。

(3) 第1項の「市の事務及び事業により暴力団を利する」とは、市の事務及び事業を通じ暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含みます。

(4) 「必要な措置」とは、市の事務及び事業の相手方が暴力団員等及び暴力団員等

と密接な関係を有する事業者でないことの確認や、現在、公共事業において行われている要綱等に基づく指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係者であることが判明した場合の解除権の設定を物品等売買契約にも適用することなど、市の事務及び事業が暴力団を利することを防止するために行う措置をいいます。

一方、市の事務及び事業の中には、相手方が暴力団員等であることのみをもって一律に排除することが適当でないものがあります。

このような場合においては、

- 法律等により地方自治体に委任された事務等であるか（暴力団の排除に関し、市が裁量権を有するか否か）。
- 当該事務等に関し、暴力団の関与の実態があるか。
- 当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか。
- 暴力団の排除の実効性はあるか。

などを勘案した上で、それぞれの事務及び事業ごとに妥当な「必要な措置」を講ずることとなります。

(5) 第2項の「暴力団員等と密接な関係を有する者」とは、

- 暴力団員等が役員となっている事業者
- 暴力団員等の親族、内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員等がその運営を支配している事業者
- 親会社、系列会社又は関連会社に上記の事業者が含まれ、実質的な経営支配を受けている事業者
- 業務の遂行等に暴力団の威力を利用し、又は暴力団員等を使用している事業者

など、いわゆる「暴力団関係企業」の他に、

- 「暴力団関係企業」であることを知りながら、下請契約又は資材、原材料購入契約等をしている（事業）者
- 暴力団を利する目的で、暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用・使用している（事業）者
- 暴力団を利する目的で、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に金銭、物品その他の経済上の利益や便宜を供与している（事業）者
- 暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者などをいいます。

(6) 暴力団員等が、市の事務及び事業を直接受注しない場合であっても、下請契約等に入り込み、結果的に公的資金が暴力団に流れ、暴力団を利することとなるおそれがあります。そこで、第2項では、市の事務及び事業からの暴力団の排除の実効性を担保するため、市の必要な措置として受注業者との契約において、受注業者に対して、下請契約等の相手方を把握させ、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を排除すること及び受注業者が暴力団員等による不法な行為を受けたときの報告義務等を明文化したものです。

(7) 「下請けその他の当該契約に関連する契約」とは、受注業者による下請契約、再委託契約や物品資材の納入契約、警備業務委託契約等をいいます。

(8) 「暴力団員等による不当な行為」とは、法第9条第3号に規定する下請け参入、

資材の納入等を要求する行為のほか一切の違法、不当な行為をいいます。

- (9) 第3項の「暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者について、市が実施する入札に参加させない」とは、市が実施する事務及び事業の全般から暴力団を排除するために、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを明文化したものです。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、暴力団の排除に関する気運を醸成するための集会の開催その他の広報活動及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除のために市が市民等に対して行う支援等について定めたものです。

第1項は、市が市民等に対して暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう必要な支援を行うことを定めたものです。

第2項は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深め、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市が広報活動及び啓発活動を行うことを定めたものです。

また、市民等が、安心して暴力団の不当介入を排除し、また、その被害を警察等に届け出るためには、これを支援する行政の役割が非常に重要となります。そのため第3項において、暴力団排除活動を行う市民等の安全が確保されるよう、市が警察と連携し、その安全を確保する旨の安全配慮義務を定めたものです。

2 解説

(1) 第1項について、暴力団の排除のための活動を行うに当たり、市民等が独自の力で行おうとしても必要な情報やノウハウを有しないため、実効性の高いものとするのは困難であることから、市が保有する暴力団に関する情報や暴力団の排除に関するノウハウの提供等を行うことが必要です。

(2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等、暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。

(3) 「その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指し、具体的には、暴力団に対する対処方針及び対処方法に関する相談及び指導などをいいます。

- (4) 第2項について、暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのためには、暴力団排除活動の実施、暴力団の対応要領、マニュアル等の作成を広報・啓発活動を推進すべき立場にある市が行うことにより、市民等にその重要性についての理解を深めていただくことが必要となります。
- (5) 「暴力団の排除に関する気運を醸成するための集会」とは、暴力団の排除又は暴力追放を目的として市が主催する集会をいいます。
- (6) 「広報活動及び啓発活動」とは、暴力団員等による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運の高揚などに資する活動をいいます。
具体的には、ポスター・パンフレット等の配布、「防犯推進市民のつどい」等の開催、新聞等のマスメディアの活用などが考えられます。
- (7) 第2項において、「暴力団の排除の重要性について理解を深める」だけでなく、第1項の規定と同様に、「暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう」にするための広報活動及び啓発活動を行うことを規定した理由については、具体的な相談場面等において実施する支援とは別に、市民等がより効果的に暴力団の排除に取り組めるよう、市が一般的に広く広報活動を実施する必要があるからです。
- (8) 第3項について、「その安全の確保に配慮」とは、法第32条第2項に定める地方公共団体の安全確保配慮義務と同趣旨の内容を、あえてこの条例にも明文化したものです。
- (9) 暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対する具体的な「安全の確保に配慮する」とは、警察に保護措置をとるよう要請する、緊急避難場所を提供するよう配慮することなどが考えられます。

(青少年に対する教育等のための措置)

- 第8条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校に限る。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、市内に所在する学校（市が設置するものを除く。）又は前項の青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

1 趣旨

この条は、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、第1項においては、市が中学校において、必要に応じて当該目的を達するための生徒に対する教育が行われるよう適切な措置を講ずること、第2項においては、社会全体において青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講ず

ること、第3項においては、市内にある県立学校及び第2項で規定する青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うことをそれぞれ定めたものです。

2 解説

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在ですが、暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があるのが現実です。したがって、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払しょくさせ、暴力団犯罪に巻き込まれたり、又は暴力団に加入したりすることを防止する必要があります。

(2) 青少年に対する教育を推進することは、将来における暴力団加入者を減少させ、暴力団の組織を弱体化に導くことや、青少年の福祉を害する犯罪実態を正しく認識させ、暴力団が資金獲得のために介在する犯罪から青少年を守るためには極めて重要なことです。

(3) この条における「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させる教育をいいます。

具体的には、暴力団に関する資料の配布、暴力団追放啓発ビデオの上映等の警察による情報の提供を基に教職員が実施する教育のほか、警察職員の派遣による教育も考えられます。

(4) 第1項について、「その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずる」とは、学校教育現場の実態として、暴力団の子息等が通学する学校では、当該児童・生徒等の健全な育成とともに、学校生活への影響など教育上の配慮が必要とされることが考えられます。このため具体的な教育方法、学習内容については、市教育委員会等が柔軟に対応できるような規定として解釈すべきものであり、この条によって、本市の教育現場における具体的な学習指導内容までもが定義されるものではありません。

(5) 第1項において、教育の対象をいわゆる中学校（袋井市は高等学校を設置していない。）とした理由は、中学校及び高等学校の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて十分に理解することが可能であること、中学校及び高等学校の生徒の年代は特に周囲の環境の影響を受けやすいこと、中学校及び高等学校の時代に暴走族への加入等非行に走ることが比較的に多く、その後、暴走族等での友人・知人を介して暴力団へ加入することが多いことなどからです。

(6) 第1項における「適切な措置」とは、市立の中学校に対しては、市教育委員会が必要に応じて教育がなされるよう指導を行うことや適切な教育が推進されるよう、講師として警察職員の派遣を依頼することなど、青少年教育が円滑に推進されるために講ずべき措置をいいます。

また、静岡県暴力団排除条例第14条においては、この条と同様に「青少年に対する教育等のための措置」が規定されていますが、県条例の規定は県立の学校に教育を行うことを義務づける以外は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第48条に基づき、市町に対し当該教育を行うことに

関して、必要な指導、助言又は援助を行うことを規定するにとどまるため、この条例において、同様の規定を設けることにより、市が青少年に対し教育等のための措置を講ずること、及び青少年の育成に携わる者に対し、必要な支援を実施することを規定したものです。

(7) 「青少年」とは、18歳未満の者をいいます。

(8) 第2項における「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、青少年を助言及び指導できる立場にある者を広く含みます。例えば、地域防犯活動団体や自治体の職員、PTAの役員等が含まれることとなり、その対象が広範であることから、第1項とは異なり努力義務にとどめています。

(9) 「指導、助言その他の適切な措置を講ずる」とは、例えば、暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導することなどをいいます。

(10) 第3項における「必要な支援」とは、第1項に規定する適切な措置を講ずるに対する暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等の教育に必要な情報の提供又は講師の派遣のほか、青少年の育成に携わる者に対する教育の実施等をいいます。

(利益の供与の禁止)

第9条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

1 趣旨

この条は、市民による暴力団員等に対する財産上の利益の供与の禁止を定めたものです。

2 解説

(1) 「暴力団の威力を利用」とは、自己に有利なように暴力団の威力を利用することであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることなどを直接、間接的に他者に認識させることです。

また、市民自らが相手方に対し、暴力団側に無断で暴力団の名をかたるような行為等、例えば「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとすることは「暴力団の威力の利用」に当たります。

(2) 「暴力団の活動」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般をいい、例えば暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売（違法な活動）、暴力団員等による役務の提供（合法的活動）が挙げられます。

(3) 「(暴力団の) 運営に協力する目的」とは、暴力団組織の運営に結果として役立つことを認識していることをいい、例えば暴力団事務所の建築・修繕等に利用されることを認識して資金提供を行うことが該当します。

(4) 「暴力団員等が指定した者」とは、暴力団員等が市民に対して利益の供与をす

る相手先として指定した自然人及び団体をいいます。

- (5) 「金品その他の財産上の利益の供与」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第10条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員等を利用し、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

1 趣旨

この条は、市民が暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものです。

2 解説

- (1) この条は、事業性の有無にかかわらず、市民が市民生活において暴力団の威力を利用することを禁止したのですが、これは市民等が一丸となって暴力団の排除を推進する上で、暴力団の威力を自己のために利用することは、暴力団の排除に反する許されない行為であるからです。
- (2) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足る勢力であり、「暴力団の威力」とは、暴力団に所属していることにより発生する資金獲得活動を効果的に行うための影響力をいいます。
- (3) 「暴力団の威力を利用」とは、第9条「2 解説」(1)のとおりです。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 趣旨

この条は、この条例の施行に関し規定されている事項の他に、施行に必要な事項を定めることがある場合は、市長が別に定める旨を規定したものです。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。